

確定申告のお知らせ

《詳細》室蘭税務署 ☎22-4151
市・市税課 ☎25-2294

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 郵送やe-Tax（電子申告）で申告を

国税庁のホームページでは、パソコンやスマートフォンなどから申告書を作成し、e-Tax（電子申告）で申告できます。また、郵送でも提出できます。

申告会場には不特定多数の人が来場します。できるだけ接触を避けるため、特に高齢者や持病がある人は、郵送やe-Taxでの申告をご検討ください。

申告会場の開設（土・日曜日、祝日を除く）

○室蘭税務署

所得税の確定申告 2月16日(水)～3月15日(火)
9:00～16:00

- ※混雑緩和のため、入場には入場整理券が必要です。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
- ※入場整理券は、会場当日配付を受けるか、国税庁のLINE公式アカウントで事前に発行してください。

○市・市税課（広域センタービル）

**市・道民税申告
所得税還付申告** 1月17日(月)～3月15日(火)

所得税の確定申告 2月16日(水)～3月15日(火)

- ※2月16日から申告の期間が重なり、混雑状況によっては1時間以上お待ちいただく場合がありますので、早めに申告してください。
- ※会場はソーシャルディスタンスを確保し密を避けるため、待合スペースを十分に用意できません。来場者が多数の場合は、順番に電話でお呼びしますので、会場の外でお待ちください。携帯電話をお持ちでない場合は、別途対応します。
- ※蘭東支所は、申告書の配布のみ行います。

申告会場に来場する際は、以下の感染症対策にご協力をお願いします。

- マスクの着用と手指消毒を行う
- 付き添いが必要な人以外、本人、または、代理人が1人で来場する
- 37.5度以上の発熱があるとき、体調が悪いときは、来場しない

■申告の相談、まずはお電話で

税務署では、自動音声により電話案内を行っています。自動音声で「0」を選択すると、確定申告電話相談センターの職員が相談に応じます。

《詳細》室蘭税務署 ☎22-4151

■医療費控除は明細書の添付が必要です

医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

また、医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときには提示や提出しなければなりません。

■確定申告で障害者控除を受けられる場合があります

65歳以上の要介護認定を受けている人で、一定の基準を満たしていれば、障害者手帳を持っていなくても、障害者控除の対象になる場合があります。

令和3年分の法定調書の提出は 1月31日(月)まで

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書」
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」



税務署に提出
(e-TaxまたはCDなどの光ディスクも可)
《詳細》室蘭税務署 ☎22-4151

「給与支払報告書（個人別明細書・総括表）」
「退職所得の特別徴収票」



受給者の住所地の市区町村に提出
《詳細》市・市税課 ☎25-2706